

(ウ) 第3次配備（本部設置）が指令されたときは、地区支部各班長は、平常時において直接管理している庁用車について、直ちに本庁本部の総務班長に管理を移すものとする。

この場合において、平常時に当該庁用車を主として運転している者がいる場合は同時に本庁本部総務班に配置替えする。ただし、地区支部各班長は、本庁本部の総務班長に申し出て、当該班が車両を直接管理することが所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められた場合は、移管しないことができる。

ウ 使用

(ア) 各班長は、車両を使用する場合は、庁用自動車使用申込書により総務班長に申し込むものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話で申し込むことができる。

(イ) 地区支部各班長は、車両を使用する場合は、庁用自動車使用申込書により本庁本部の総務班長に申し込むものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話で申し込むことができる。

(2) 防災関係機関の輸送実施体制等

総務班長は、輸送車両等が不足し災害対策の実施に支障があると認める場合は、新潟県トラック協会佐渡支部、新潟交通佐渡株式会社等と協力し、災害対策基本法又は災害救助法に基づく公用令書による従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保するとともに、その管理に当たる。

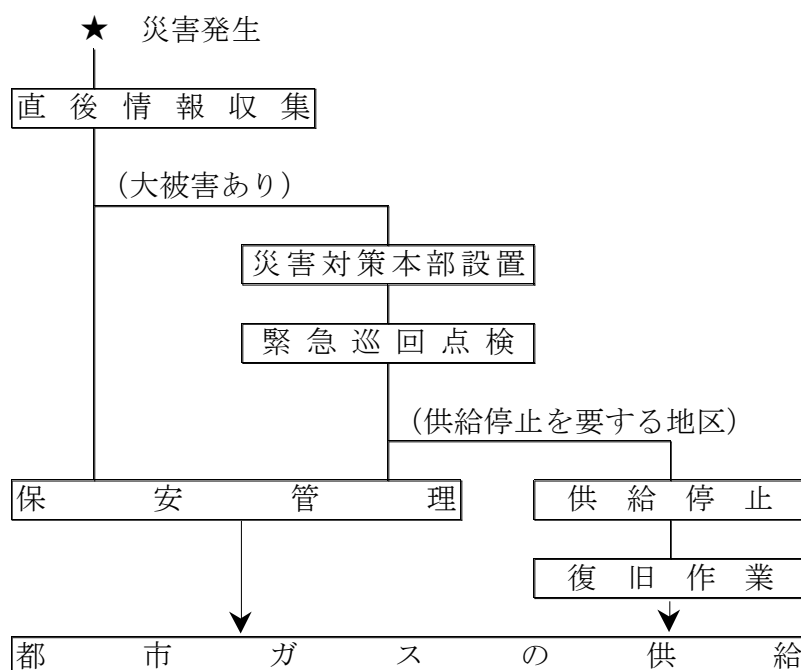
ア 新潟県トラック協会佐渡支部

新潟県トラック協会佐渡支部は、日頃から車両の実態を把握し、災害発生時に人員、物資等の輸送の必要が生じたときは、市の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力する。

なお、新潟県トラック協会佐渡支部の会員は次のとおり。

会 社 名 (代表者名)	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX 番号
佐渡汽船運輸株式会社	952-3421	佐渡市吾潟 138 番地 1 <u>183</u>	27 - 2107 23 - 4665
佐渡急送株式会社	952-0109	佐渡市両津夷 269 番地 10	27 - 3121 27 - 3123
前佐渡運送株式会社	952-0604	佐渡市小木町 1950 番地	86 - 3100 86 - 3780
佐渡自動車整備株式会社	952-0028	佐渡市加茂歌代 315 番地 35	27 - 2148 23 - 4688
日本通運(株)佐渡営業所	952-0011	佐渡市両津夷 267 番地 5	27 - 3181 27 - 3184
日本海内航汽船(株)佐渡営業所 <u>佐渡汽船(株)貨物部</u>	952-0014	佐渡市両津湊 356 番地 6	27 - 3128 27 - 3130
有限会社丸金建材運輸	952-0513	佐渡市羽茂村山 807 番地 3	88 - 3522 88 - 3482
信栄陸運株式会社	952-0504	佐渡市羽茂本郷 1922 番地 1	88 - 2255 88 - 2400

4 都市ガス施設応急対策フロー図



5 都市ガス供給施設応急対策

被災した都市ガス供給施設については、当該区域の供給を行うガス事業者が、それぞれ施設の応急修復を行うものとし、次の措置をとる。

(1) 被災した工場の復旧

電力設備、機械設備、ガスホルダーなどを点検し、損傷部分は早急に応急修理を施す。

電力、水道などの復旧は工場の運転に支障のないよう関係機関と連絡を密にする。

原料ガス受入れは、都市ガス供給の重要性を考慮して、日本ガス協会、新潟県ガス協会及び~~日本海内航汽船(株)~~佐渡汽船(株)貨物部等にそれぞれ依頼し、原料輸送の優先的確保を図る。

(2) 導管の復旧及び需要家供給

ア 導管のガス漏れの有無を、ガス漏洩検知器、臭気により確認し、二次災害の防止を図る。

イ 修理要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏洩箇所は即刻ビニールテープなどによる応急修理を行い、速かに本修理を実施する。

ウ 導管よりの漏洩規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより当該区域を遮断するとともに、応急修理班を編成して直ちに復旧に当たるものとする。

ガスを遮断する場合は必ず使用者に通知する。

なお、緊急資材は常時これを倉庫に準備する。

エ 応急修理後も漏洩ガスによる二次災害防止のための巡回を実施し、特に橋りょう、河川の架管部を重点的に調査する。

オ 導管折損などのためにガス漏洩がはなはだしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては、市民の避難措置をとる。

カ 需要家の復旧順位は、原則として次による。

①病院 ②学校・り災者収容施設 ③新聞社、公共用 ④一般需要家 ⑤工業用、営業用